

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		愛知県一宮市					
プ ラ ン の 名 称		一宮市病院事業改革プラン					
策 定 日		平成 21 年 3 月 13 日					
対 象 期 間		平成 21 年度 ～ 平成 23 年度					
病 院 の 現 状	病 院 名	一宮市立市民病院					
	所 在 地	一宮市文京2丁目2番22号					
	病 床 数 (稼 働)	530床 (一般:530) ※南館2期工事完成後に560床(一般)を稼働予定					
	診 療 科 目	内科、神経内科、消化器科、循環器科、呼吸器科、小児科、外科、脳神経外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科 (平成20年4月1日現在)					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		尾張西部医療圏の第3次救命救急センターとしての役割を担う。 地域周産期母子医療センターとしての役割を担う。 地域がん診療連携拠点病院としての役割を担う。 災害拠点病院としての役割を担う。 臨床研修病院としての役割を担う。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		別紙②のとおり					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	98.0	93.2	87.3	98.0	100.4	
	職員給与費比率	48.7	55.4	54.9	48.2	47.1	
	病床利用率※	89.2 ( 94.3)	88.0 ( 93.0)	90.6 ( 94.0)	95.0	95.0	
	※病床利用率は、南館2期工事完成後に増床する30床を加えた許可病床数(560床)で計算しています。( )内は、完成までの稼働病床数(530床)で計算した病床利用率です。						
上記目標数値設定の考え方		平成21年秋に南館2期建設工事が完了し、地域周産期母子医療センターが充実する。 平成22年春にICU、HCU病床の整備が完了し、救命救急センターの稼働を目指す。 「周産期医療に要する経費」、「救急医療の確保に要する経費」や「高度医療に要する経費」について、平成22年度から一般会計繰入金が増加する。  (経常黒字化の目標年度:23年度)					

				団体名 (病院名)	愛知県一宮市 市民病院		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
	がん(入院患者実数)	2,273	2,300	2,300	2,350	2,400	
	救急医療(時間外を含む)	43,807	42,000	43,000	44,000	45,000	
	周産期(産科+未熟児センター)	15,464	15,000	16,000	17,000	18,000	
	小児科(救急+外来)	51,586	51,000	52,000	53,000	54,000	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入					
		事業規模・形態の見直し					
		経費削減・抑制対策	平成21年度から入院医療費の保険請求についてDPC(診断群分類包括評価)に移行するのに合わせ、経費の削減効果の大きい注射薬を中心に約50品目の薬品を後発医薬品(ジェネリック薬品)に切り替える。その後も可能な限り後発医薬品への切り替えを進める。後発医薬品を採用しない場合と比較して6,000万円以上の削減効果を狙うが、最終的には平成19年度の薬品費を基準に5%程度(約1億円)の削減を目標とする。				
		収入増加・確保対策	新本館の建設により、病床(ICU、HCU)を30床、外来診察室を約10室増やす。また、手術室を整備し、日帰り手術(デイサージャリー)の件数を増やす。(ICU等増床による収入増:9億円/年 外来診察室増加による収入増:3億6,000万円/年 日帰り手術の増加による収入増:8,500万円/年) 外来診察室は南館2期本体工事が完了する平成21年秋と既設南館1、2階の機能変更が完了する平成22年夏にそれぞれ増加の予定。手術室は南館2期本体工事が完了する平成21年秋で整備完了の予定。				
		その他					
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	96.6%	18年度	97.4%	19年度	89.2%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	南館2期建設工事のスケジュール(予定) ・平成21年秋 南館2期本体工事の完了 機能移転の完了 ・平成22年春 既設東館機能変更の完了 ・平成22年夏 既設南館機能変更の完了 ・平成23年秋 既設本館取壊の完了 ・平成24年春 新病院の完成(南館2期建設工事終了)					

団体名 (病院名)	愛知県一宮市 市民病院
--------------	----------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当病院事業が所在する尾張西部医療圏には、当病院事業のほか、県立循環器呼吸器病センター(一宮市、286床)、稲沢市民病院(稲沢市、392床)、厚生連尾西病院(稲沢市、323床)の公立及び公的病院が開設されており、さらに主な民間病院として一宮市に、総合大雄会病院(322床)、一宮西病院(157床)、泰玄会病院(133床)、大雄会第一病院(132床)、山下病院(102床)等がある。	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	尾張西部医療圏の「地域医療連携ワーキンググループ」の中で、4つの市立病院のうち2病院を民間移譲し、市民病院と木曾川市民病院の2病院体制とする当病院事業のプランが承認された。市民病院は、当医療圏において救急医療の基幹的な役割を果たしているが、今後はさらに整備を進め、平成21年秋に南館2期本体工事を完了させ、平成22年春には救命救急センターの指定を目指す。そのため現在はやや弱いとされる循環器疾患に対して、県立循環器呼吸器病センターとの統合も視野に入れつつ整備を図る。心臓血管外科の新設、循環器内科、脳神経外科や神経内科の充実により、急性心筋梗塞、脳卒中等への対応を強化する。また、医師不足により当医療圏全体の救急医療機能の低下が懸念されているため、当医療圏の病院や診療所との連携を図る。特に稲沢市民病院とは、医療機能連携について具体的な検討を進める。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>  平成20年7月  平成21年4月(予定)  平成21年 秋  平成22年 春	<内容>  今伊勢分院を民間へ譲渡  尾西市民病院を民間へ譲渡  南館2期本体工事の完了(救急外来、手術室、NICUの移転拡充、外来部門の移転など)  ICU、HCU病棟の完成
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>  平成19年7月  平成20年7月  平成21年4月(予定)	<内容>  公営企業法全部適用、病院事業管理者を設置  今伊勢分院を民間へ譲渡  尾西市民病院を民間へ譲渡
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	一宮市病院事業で回答	
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	一宮市病院事業で回答	
その他特記事項		一宮市病院事業で回答	

(別紙)

団体名  
(病院名)

市民病院

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	11,311	11,972	11,960	12,687	14,560	14,990
	(1) 料 金 収 入	11,014	11,620	11,565	12,305	14,131	14,490
	(2) そ の 他	297	352	395	382	429	500
	うち 他 会 計 負 担 金	112	161	173	186	188	259
	2. 医 業 外 収 益	542	670	900	740	960	923
	(1) 他 会 計 負 担 金・補 助 金	425	522	781	603	842	806
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金	35	50	59	61	61	61
	(3) そ の 他	82	98	60	76	57	56
	経 常 収 益 (A)	11,853	12,642	12,860	13,427	15,520	15,913
	入	1. 医 業 費 用 b	11,793	12,399	13,377	14,894	15,080
(1) 職 員 給 与 費 c		5,410	5,825	6,624	6,962	7,025	7,055
(2) 材 料 費		3,223	3,329	3,391	3,508	3,213	3,253
(3) 経 費		2,576	2,668	2,782	3,836	3,629	3,566
(4) 減 価 償 却 費		560	544	543	544	1,156	1,143
(5) そ の 他		24	33	37	44	57	57
2. 医 業 外 費 用		493	501	426	490	762	782
(1) 支 払 利 息		94	91	95	169	254	255
(2) そ の 他		399	410	331	321	508	527
経 常 費 用 (B)		12,286	12,900	13,803	15,384	15,842	15,856
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	-433	-258	-943	-1,957	-322	57	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	1	2		3	3	3
	2. 特 別 損 失 (E)	10	143	128	70	1,140	40
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	-9	-141	-128	-67	-1,137	-37
純 損 益 (C)+(F)	-442	-399	-1,071	-2,024	-1,459	20	
累 積 欠 損 金 (G)	503	902	1,973	3,997	5,456	5,436	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	6,846	7,139	6,000	4,000	3,800	3,300
	流 動 負 債 (イ)	958	1,262	3,600	3,600	1,600	1,000
	うち 一 時 借 入 金						
	翌 年 度 繰 越 財 源 (ウ)						
	当 年 度 同 意 等 債 で 未 借 入 又 は 未 発 行 の 額 (エ)						
差引 不 良 債 務 (オ) [(イ)-(エ)] - [(ア)-(ウ)]	-5,888	-5,877	-2,400	-400	-2,200	-2,300	
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	-214	11	3,477	2,000	-1,800	-100	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	96.5	98.0	93.2	87.3	98.0	100.4	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	-	-	-	-	-	-	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	95.9	96.6	89.4	85.2	96.6	99.4	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	47.8	48.7	55.4	54.9	48.2	47.1	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	-	-	-	-	-	-	
資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	-	-	-	-	-	-	
病 床 利 用 率	97.4	89.2	88.0	90.6	95.0	95.0	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	市民病院
--------------	------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債		300	4,100	4,100		
	2. 他会計出資金	89	78	188	303	787	801
	3. 他会計負担金						
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金	1	2	1	1	1	1
	7. その他	200	200	200	200	150	150
	収入計 (a)	290	580	4,489	4,604	938	952
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a)-(b)+(c) (A)	290	580	4,489	4,604	938	952	
支 出	1. 建設改良費	274	569	4,857	6,024	1,842	2,360
	2. 企業債償還金	48	51	64	140	159	164
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他	2	304		4		
	支出計 (B)	324	924	4,921	6,168	2,001	2,524
差引不足額 (B)-(A) (C)		34	344	432	1,564	1,063	1,572
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	18	326	410	1,516	1,009	1,516
	2. 利益剰余金処分量	16	17	21	47	53	55
	3. 繰越工事資金						
	4. その他		1	1	1	1	1
計 (D)	34	344	432	1,564	1,063	1,572	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)		0	0	0	0	0	0
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	( ) 537	( ) 683	( 235 ) 954	( ) 789	( ) 1,030	( ) 1,065
資本的収支	( ) 89	( ) 78	( ) 188	( ) 303	( ) 787	( ) 801
合計	( ) 626	( ) 761	( 235 ) 1,142	( ) 1,092	( ) 1,817	( ) 1,866

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		愛知県一宮市					
プ ラ ン の 名 称		一宮市病院事業改革プラン					
策 定 日		平成 21 年 3 月 13 日					
対 象 期 間		平成 21 年度 ～ 平成 23 年度					
病 院 の 現 状	病 院 名	別紙①のとおり(各病院にも記載)					
	所 在 地	別紙①のとおり(各病院にも記載)					
	病 床 数 (稼 動)	別紙①のとおり(各病院にも記載)					
	診 療 科 目	別紙①のとおり(各病院にも記載)					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		平成17年4月の2市1町(一宮市、尾西市、木曾川町)の合併により4つの市民病院を持つこととなり、公立病院としての在り方を検討することが喫緊の課題となった。そこで、柔軟かつ迅速な取組みができるよう、平成19年7月1日から地方公営企業法の全部適用を実施し、従来の市長に代わる経営の責任者として病院事業管理者を設置した。経営の健全化、医師不足、多額の繰入金など解決するべき課題が多く存在したが、地域医療を継続するため今伊勢分院と尾西市民病院を民間へ譲渡することとした。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		別紙②のとおり					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	95.2	90.7	88.6	98.1	100.8	
	職員給与費比率	54.9	61.4	53.7	48.0	46.9	
	病床利用率※	87.4 ( 90.0)	82.5 ( 85.3)	89.0 ( 91.6)	93.7	94.0	
	※病床利用率は、一宮市立市民病院について南館2期工事完成後に増床する30床を加えた許可病床数(560床)で計算しています。( )内は、完成までの稼動病床数(530床)で計算した病床利用率です。						
上記目標数値設定の考え方		市民病院、木曾川市民病院で個別に記載  (経常黒字化の目標年度:23年度)					

				団体名 (病院名)	愛知県一宮市 一宮市病院事業		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
		市民病院、木曾川市民病院で個別に記載					
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	地域医療を継続するため、平成20年7月1日に今伊勢分院を民間へ移譲した。さらに、尾西市民病院を平成21年4月1日に民間へ譲渡する予定である。				
		事業規模・形態の見直し	地方公営企業法を全部適用し、病院事業管理者を設置する。(平成19年7月実施)				
		経費削減・抑制対策	薬品、消耗品等の共同購入、委託契約の一本化を検討する。(平成19年7月より順次検討)				
		収入増加・確保対策	7対1入院基本料、救命救急入院料や回復期リハビリテーション病棟入院料等の施設基準を満たし、各病院の収入増加が図れるよう病院間で配置転換等を行い、適正な人員配置に努める。(平成19年7月より順次検討、実施)				
		その他	検査部門の一部(細菌、病理等)を市民病院に集約、統合する。(平成18年度より実施) MRI等の医療機器を市民病院間で共同利用する。(平成18年度より実施) 看護師募集に係る事務を一本化する。(平成19年7月実施)				
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	91.5%	18年度	86.5%	19年度	87.4%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	市民病院、木曾川市民病院で個別に記載					

団体名 (病院名)	愛知県一宮市 一宮市病院事業
--------------	-------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当病院事業が所在する尾張西部医療圏には、当病院事業のほか、県立循環器呼吸器病センター(一宮市、286床)、稲沢市民病院(稲沢市、392床)、厚生連尾西病院(稲沢市、323床)の公立及び公的病院が開設されており、さらに主な民間病院として一宮市に、総合大雄会病院(322床)、一宮西病院(157床)、泰玄会病院(133床)、大雄会第一病院(132床)、山下病院(102床)等がある。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	尾張西部医療圏の「地域医療連携検討ワーキンググループ」の中で、4つの市立病院のうち2病院を民間移譲し、市民病院と木曾川市民病院の2病院体制とする当病院事業のプランが承認された。市民病院は、周産期・小児医療、災害医療、がん診療、臨床研修などを重点的に推し進め、平成21年秋に南館2期本体工事を完了させ、平成22年春には救命救急センターの指定を目指す。木曾川市民病院は、市民病院の後方支援(補完)病院として、亜急性期医療を中心に当医療圏内で役割を果たす。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要(注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>  平成20年7月  平成21年4月(予定)	<内容>  今伊勢分院を民間へ譲渡  尾西市民病院を民間へ譲渡	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
		<input checked="" type="checkbox"/> 民間譲渡		
		<input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
		<時期>  平成19年7月  平成20年7月  平成21年4月(予定)	<内容>  公営企業法全部適用、病院事業管理者を設置  今伊勢分院を民間へ譲渡  尾西市民病院を民間へ譲渡	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	改革プラン策定会議に、有識者や住民代表を加えて「一宮市病院事業改革プラン評価委員会(仮称)」を設置する。 改革プランの進捗及び達成状況について、評価委員会の点検及び評価後速やかに広報やホームページで公表する。		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年1回以上開催する。		
	その他特記事項	特になし		

病院の現状	病院名	① 一宮市立市民病院
		② 一宮市立市民病院今伊勢分院
		③ 一宮市立尾西市民病院
		④ 一宮市立木曾川市民病院
	所在地	① 一宮市文京2丁目2番22号
		② 一宮市今伊勢町宮後字郷中茶原30番地
		③ 一宮市富田1777番地
		④ 一宮市木曾川町黒田字北野黒165番地
	病床数(稼働)	① 530床 (一般:530) ※南館2期工事完成後に560床(一般)を稼働予定
		② 156床 (精神:156)
		③ 186床 (一般:100 療養:86)
		④ 138床 (一般:90 療養:48)
診療科目 (平成20年4月1日現在)	① 内科、神経内科、消化器科、循環器科、呼吸器科、小児科、外科、脳神経外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科	
	② 神経科、精神科、歯科口腔外科	
	③ 内科、心療内科、消化器科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、麻酔科	
	④ 内科、循環器科、外科、整形外科、眼科、リハビリテーション科	

一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)

○建設改良分

病院の建設改良に要する経費の1/2(起債分を除く)

病院事業債元利償還金の2/3(平成14年度以前分)ないし1/2(平成15年度以降分)

○リハビリテーション医療に要する経費

リハビリ室に勤務する医療技師等の前年度本給(ただし、非常勤職員は2/3)の1/2

○周産期医療に要する経費(平成22年度から)

未熟児センターに勤務する看護師等の前年度本給の1/2

産婦人科病棟に勤務する看護師等の前年度本給の1/2

○小児医療に要する経費

小児科病棟に勤務する医師1人分の前年度本給

医師会から派遣される小児救急医師への当年度報償費(市民病院のみ)

医師会から派遣される小児救急医師に掛ける当年度傷害保険料(市民病院のみ)

○院内保育所の運営に要する経費

前年度院内保育所運営収支不足額の1/2

○救急医療の確保に要する経費

確保している空床数×前年度入院診療日数×前年度入院単価－前年度2次病院交付金

医師、看護師、医療技師の宿日直手当(前年度決算額)の1/3

救急外来看護師、ICU病棟看護師の本給(前年度決算額)の1/3

○公立病院附属診療所の運営に要する経費

休日急病診療所の前年度収支不足額

○高度医療(特殊医療)に要する経費

高度医療の提供に要する医療機器(取得価額1,000万円以上)の前年度減価償却費の1/2

高度医療の提供に要する医療機器(リース総額5,000万円以上)の当年度リース料の1/2

未熟児センターに勤務する看護師等の前年度本給の1/2 (平成22年度からは周産期医療で繰出)

病理医の前年度本給の1/2

がん診療に従事する医師の前年度本給の1/2

末梢血幹細胞移植・臍帯血移植に従事する医師の前年度本給の1/2

人工透析室に勤務する看護師等の前年度本給の1/2

化学療法室に勤務する看護師等の前年度本給の1/2

○保健衛生事務に要する経費

医療相談業務に従事するケースワーカー等の前年度人件費

○経営基盤強化対策に要する経費

医師及び看護師等の研究研修に要する経費

前年度研究研修費(材料費、謝金、図書費、旅費、雑費)のうち医師、看護師、医療技師分の1/2

看護師、医療技師の学術発表にかかる特殊勤務手当の1/2

病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費

当年度追加費用負担額の1/2

○財政再建企業等

地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費

「都市共済負担金÷事業主負担率×公的負担率」の当年度12ヶ月分

ただし、前々年度の経常損失額を上限とする

地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

当年度支給額

(別紙)

団体名  
(病院名)

一宮市病院事業部

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医業収益 a	16,285	16,330	15,003	14,619	16,793	17,339
	(1) 料金収入	15,774	15,737	14,438	14,110	16,234	16,708
	(2) その他	511	593	565	509	559	631
	うち他会計負担金	230	309	270	271	273	344
	2. 医業外収益	1,455	1,562	1,839	830	1,050	1,013
	(1) 他会計負担金・補助金	1,299	1,374	1,199	686	925	889
	(2) 国(県)補助金	38	51	551	61	61	61
	(3) その他	118	137	89	83	64	63
	経常収益(A)	17,740	17,892	16,842	15,449	17,843	18,352
	入	1. 医業費用 b	18,199	18,070	18,228	17,201	17,421
(1) 職員給与費 c		9,082	8,973	9,312	8,115	8,182	8,212
(2) 材料費		4,328	4,275	4,163	4,112	3,836	3,885
(3) 経費		3,702	3,777	3,726	4,262	4,064	4,007
(4) 減価償却費		1,028	988	946	653	1,265	1,252
(5) その他		59	57	81	59	74	76
2. 医業外費用		718	715	535	540	836	856
(1) 支払利息		155	149	150	190	274	274
(2) その他		563	566	410	350	562	582
経常費用(B)		18,917	18,785	18,763	17,741	18,257	18,288
経常損益(A)-(B) (C)	-1,177	-893	-1,921	-2,292	-414	64	
特別損益	1. 特別利益(D)	6	5	3	3	6	6
	2. 特別損失(E)	12	146	310	72	1,142	42
	特別損益(D)-(E) (F)	-6	-141	-307	-69	-1,136	-36
純損益(C)+(F)	-1,183	-1,034	-2,228	-2,361	-1,550	28	
累積欠損金(G)	4,458	5,492	7,720	6,523	8,073	8,045	
不良債務	流動資産(ア)	10,579	10,951	7,036	5,037	4,913	4,518
	流動負債(イ)	1,350	1,760	3,896	3,755	1,759	1,161
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)						
不良債務(オ)	-9,229	-9,191	-3,140	-1,282	-3,154	-3,357	
差引	{(イ)-(エ)}-{(ア)-(ウ)}						
単年度資金不足額(※)	211	38	6,051	1,833	-1,872	-203	
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	93.8	95.2	89.8	87.1	97.7	100.3	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	-	-	-	-	-	-	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	89.5	90.4	82.3	85.0	96.4	99.5	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	55.8	54.9	62.1	55.5	48.7	47.4	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額(H)	-	-	-	-	-	-	
資金不足比率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	-	-	-	-	-	-	
病床利用率	86.5	87.4	82.5	89.0	93.7	94.0	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名  
(病院名)

一宮市病院事業部

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債		300	4,100	4,100		
	2. 他会計出資金	194	201	320	328	812	827
	3. 他会計負担金						
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金	1	2	1	1	1	1
	7. その他	200	200	200	200	150	150
	収入計 (a)	395	703	4,621	4,629	963	978
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a)-(b)+(c) (A)	395	703	4,621	4,629	963	978	
支 出	1. 建設改良費	391	685	4,966	6,044	1,862	2,380
	2. 企業債償還金	203	209	658	177	197	203
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他	2	304		4		
	支出計 (B)	596	1,198	5,624	6,225	2,059	2,583
差引不足額 (B)-(A) (C)		201	495	1,003	1,596	1,096	1,605
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	185	477	981	1,548	1,042	1,549
	2. 利益剰余金処分量	16	17	21	47	53	55
	3. 繰越工事資金						
	4. その他		1	1	1	1	1
計 (D)		201	495	1,003	1,596	1,096	1,605
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)							
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E)-(F)							

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	( ) 1,529	( ) 1,683	( 317 ) 1,469	( ) 957	( ) 1,198	( ) 1,233
資本的収支	( ) 194	( ) 201	( ) 320	( ) 328	( ) 812	( ) 827
合計	( ) 1,723	( ) 1,884	( 317 ) 1,789	( ) 1,285	( ) 2,010	( ) 2,060

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。